

令和2年度 次世代自動車支援センター埼玉試作開発助成事業募集要綱

1 目的

公益財団法人埼玉県産業振興公社・次世代自動車支援センター埼玉は、自動車分野でこれまでに培った技術力を活用し、自動車産業分野での受注や先端産業分野等への進出を目指した開発に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。

2 対象者

公社自動車産業部会に加入している中小企業者。

3 対象事業

これまでに培ってきた技術を活用し、試作品やサンプル製品を開発する事業で、次のすべての要件に該当するもの。

- (1) 自動車産業分野または先端産業分野（医療・ヘルスケア、ロボット・AI・IoT、新エネルギー、航空・宇宙・モビリティの先端素材）等を対象とした開発であること。
- (2) 令和2年12月25日（金）までに開発と経費振込が完了していること。
- (3) 助成事業の内容（事業者名、事業テーマ、事業概要等）の公表が可能であること。
- (4) 助成事業の全部を第三者に委託（外注）するものでないこと。

4 対象経費

(1) 原材料・消耗品費等

試作品、サンプル品の開発に使用し消費される原材料、消耗品等の購入に要する経費。

(2) 外注加工費

(3) 分析検査料

試作品、サンプル品の評価試験等において、公設試験機関等への委託（外注）に要する経費。ただし、経費申請総額の2分の1未満であること。

5 助成率等

助成率は10分の10以内とし、助成上限額は30万円とする（消費税込み）。

6 必要な応募書類等

- (1) 実施計画書（様式1）※補足資料を添付することも可能とする。
- (2) 経費積算書（様式2）

7 受付期間

令和2年7月1日（水）～令和2年8月21日（金）

8 応募方法

受付期間内に必要書類を公社（次世代自動車支援センター埼玉）に提出すること。

9 審査

書類審査により3件（3社）程度を選定する。その結果は、令和2年9月中旬頃に文書で通知する。

10 助成金の支払

助成金の支払は精算払とする。なお、助成金の支払は、経費支払報告書（様式3）を受領後、確定検査（成果品・証拠書類の検査）の上、助成額を確定し支払うものとする。

11 対象事業実施に当たっての留意点

助成の決定を受けても、次の条件に反した場合には、決定を取り消すことがある。

（1）開発終了後の必要書類の提出

①経費支払報告書〔提出期限：令和3年2月3日（水）〕

②経費書類（見積書・納品書・請求書・振込が確認できる証拠書類）※

※基本的に支払は銀行振り込みとするが、10万円未満（消費税含む）の支払いについては、領収書などの証拠書類があれば現金払いも可とする。

（2）成果物の公表

提出された成果物については、ビジネスアリーナ2021（令和3年1月20・21日）や次世代自動車支援センター埼玉の研究会等での展示及び公表に同意すること。

（3）ビジネスアリーナ2021での展示を目的とした成果物の公社への貸与〔提出期限：令和3年1月15日（金）〕

（4）ビジネスアリーナ2021での展示の際に掲げる製品説明パネルの原稿作成。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。